

## 「福島県手話言語条例」の制定について

この条例は、手話が言語であるとの認識に基づいて、手話の普及等に関する基本理念を定め、手話やろう者に対する県民の理解を深めることで、ろう者や、ろう者以外の方が共生することのできる社会の実現を目指し、平成30年12月25日に制定されました。

### ●県民の役割

手話に対する理解を深めるとともに、手話の普及等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

### ●ろう者の役割

手話の普及等に関する施策に協力するとともに、手話の普及に努めるものとする。

### ●事業者の役割

ろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関し合理的な配慮を行うよう努めるものとする。



## 障がい者社会参加促進事業について

福島県障がい者社会参加推進センターでは、障がいの有無にかかわらず、だれもが地域や家庭で明るく暮らせる社会づくりに向けて、社会参加促進施策を総合的に実施し、障がい者が自立した生活を送ると共に社会参加を通じて生活の質的向上が図られるよう、次の事業を行っています。

- ・障がい者生活訓練等事業
- ・障がい者パソコン活用促進事業
- ・障がい者110番運営事業
- ・相談員活動強化事業

障がい者の福祉に関するご相談、  
お問い合わせがありましたら、  
あなたが住んでいる市町村の福祉担当窓口  
もしくは次の県保健福祉事務所等まで  
ご連絡ください。

## ご相談・お問い合わせ先

### ●県北保健福祉事務所

〒960-8012 福島市御山町8-30  
TEL.024-534-4109 FAX.024-534-4325

### ●県中保健福祉事務所

〒962-0834 須賀川市旭町153-1  
TEL.0248-75-7823 FAX.0248-75-7824

### ●県南保健福祉事務所

〒961-0074 白河市郭内127  
TEL.0248-22-5649 FAX.0248-22-5451

### ●会津保健福祉事務所

〒965-0807 会津若松市城東町5-12  
TEL.0242-29-5275 FAX.0242-29-5289

### ●南会津保健福祉事務所

〒967-0004 南会津町田島字天道沢甲2542-2  
TEL.0241-63-0305 FAX.0241-63-0310

### ●相双保健福祉事務所

〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30  
TEL.0244-26-1132 FAX.0244-26-1139

### ●いわき地方振興局

〒970-8026 いわき市平字梅本15  
TEL.0246-24-6204 FAX.0246-24-6228

### ●県障がい者総合福祉センター

〒960-8670 福島市杉妻町2-16  
TEL.024-521-2824 FAX.024-521-2873

### ●県精神保健福祉センター

〒960-8012 福島市御山町8-30  
TEL.024-535-3556 FAX.024-533-2408

### ●県発達障がい者支援センター

〒963-8041 郡山市富田町字上ノ台4-1  
福島県総合療育センター南棟2階  
TEL.024-951-0352 FAX.024-951-0359

## 障がい者の何でも相談 障がい者110番

障がいのある方やその家族又は関係者などからの相談に応じ、障がい者が自立し、安心して生活ができるように支援するための相談窓口です。

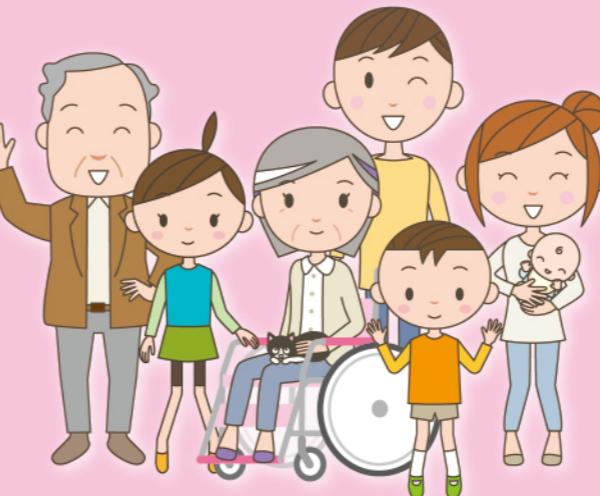
**相談日** 月曜日～金曜日（祝祭日を除く）  
午前8時30分～午後5時

**受付** TEL. 024-563-5110  
FAX. 024-563-5129  
E-mail.shougaisha110@mbr.nifty.com

**福島県障がい者社会参加推進センター**  
福島市御山町8-30（県保健衛生合同庁舎5F）

## 障がいのある人たちと ふれあうために

障がいのあるなしにかかわらず、  
人間は皆お互いに助けられて生きています。  
全ての人が生き生きと安心して暮らせる  
社会の実現のために、  
あなたのやさしさと思いやりを  
ごく自然に表現してください。



## 障がいのある人とのふれあい

- 一口に「障がい者」といっても、お一人おひとりの障がいも、その程度も違うことをわかってください。皆さんの個性がお一人おひとり違うのと同じです。
- 障がいのある人が困っているのをみかけたら、いきなりお手伝いするのではなく、まず声をかけ「何をしてほしいのか」を聞いてください。

**福島県障がい者社会参加推進センター**

## 「障がいのある人もない人も 共に暮らしやすい福島県づくり条例」の 制定について

この条例は、障がいのある人もない人も互いを理解し、尊重し、支え合い、共に暮らしやすい社会の実現を目指し、平成30年12月25日に制定されました。

## 県の責務、県民及び事業者の役割

### ●県の責務

基本理念にのっとり、下記①②の施策を総合的に策定・実施し、また、市町村と連携し、市町村へ情報の提供や助言などの必要な支援を行う。

### ●県民及び事業者の役割

障がいや障がいのある人に対する理解を深め、また、下記①②の施策に協力するよう努めるものとする。

### ① 共生社会の実現に向けた施策

啓発活動の推進、教育の推進、交流機会の拡大、社会参加の促進、就労の促進、意思疎通手段の確保、理解の促進、災害時の対応の8つを柱として施策を進めます。

### ② 障がいを理由とする差別 解消の推進に関する施策

何人も障がいのある人に対して、障がいを理由とする不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある人の権利利益を侵害してはならない。

県及び事業者は、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。



# 障がいのある人への接し方

## 目の不自由な人に対して

目の不自由な人が困っていたら、あなたから声をかけてください。

道や方角など聞かれたら、左、右、前、後、あと何メートルとかくわしく説明してください。

歩道や点字ブロックの上に物があつたりすると、通行の大きな障害となりとても危険です。

歩道には物や自転車など置かないよう心がけましょう。

案内するときは、どう手引きしてあげればいいかまず聞いてください。

むやみに手を引いたり、押したりするのはとても不安で危険です。

また、階段などでは昇るのか降りるのかはっきり伝えてください。



## 耳の不自由な人に対して

耳の不自由なとの会話には、いろいろな方法があります。

手話をはじめ、口話（読話）、指文字、筆談などです。あなたから気軽に話しかけてください。

話しかけるときは、正面からはっきりとゆっくり話しかけてください。

あなたの口の動き、身振り手振りが会話を助けます。

また、紙と鉛筆がなくても、手のひらに、文字を書いて筆談する方法もあります。

急用などの家族等への連絡を頼まれたりした場合は、代わって電話をかけてあげたり、ファックスがあるところを教えてあげてください。



## 手足の不自由な人に対して

車いすを使用する人や足の不自由な人にとっては、階段やちょっとした段差でも移動が困難となります。

困っているのをみかけたら声をかけてあげてください。

手助けを必要としていたらどうしたらいいかよく聞いてお手伝いください。

バスや電車などでは、シルバーシートでなくても席を譲るよう心がけましょう。

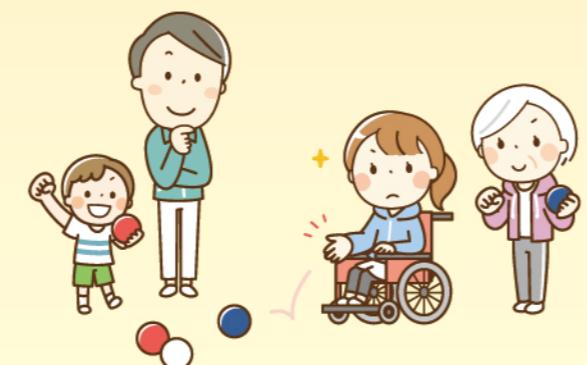
街で手足が不自由な人をみかけてもじろじろ見たりせず、また、ぶつからないように気をつけてあげてください。

さまざまな原因で脳の運動中枢に障がいが生じた人は、手足を動かそうと思っても思うように動かせず、また、自分で動かそうと思わなくとも動いてしまったりします。

言葉に不自由な場合も多いので、会話のときは言葉のひとつひとつをかみしめるように聞き分け、言葉がうまく聞き取れなかった場合は、何度も聞く返すことが大切です。

また、相手に承諾してもらいメモをとるのもいいでしょう。

なお、相手の視線と同じ高さで、相手ととけこむような心をもって接してください。



## 知的な障がいのある人に対して

幼少時に脳障がいをうけたことなどのために精神の成長発達が遅れている人は、物事に対応するのが遅れがちになりますが、一つの作品をこつこつとまじめに作ったり、音楽や絵などの分野で優れた感性で活躍されている方もおり、その能力は実にさまざまです。

その能力が、本人にとっても社会にとっても十分発揮されるよう励ましの言葉をかけてあげてください。

会話のとき、やさしい言葉でわかりやすくはっきりと話をしてください。

危ないことがあつたら、遠慮せず注意しましょう。

## 発達障がいのある人に対して

発達障がいの原因はまだよくわかっていないですが、現在では脳機能の障がいと考えられていて、小さい頃からその症状が現れています。障がいによる行動は、本人の努力不足でも保護者のしつけが原因かもしれません。また、障がいが重複していることも少なくありません。障がいの困難さも目立ちますが、優れた能力が発揮されている場合もあり、周囲から見てアンバランスな様子が理解されにくい障がいです。

つい、できないことに注目しがちですが、その人の得意分野や長所があります。

今できることを認め、さらに新しくできるようになったことを認めるような経験を積み重ねてもらうことも大切です。

## 精神障がいのある人に対して

病院から退院しても、「意欲が出にくく・集中力がなくなった・気分がしずむ・人づきあいがいやになる・考えがまとまりにくい・うまく気持ちをコントロールできない」などの普通の生活がしづらい障がいを残すことがあります。

このような障がいを理解してもらえば、急がせたりするとストレスが高まり症状が悪化することがあります。

ゆったりとおおらかな気持ちで接してください。おとなしく、うまく自己表現できない人が多いようです。

気軽にあいさつや日常会話ができるよう声をかけてください。

退院直後などは疲れやすく、集中力が低下している場合が多いので、あまり多くのことを要求せず段階的に生活に慣れていくように配慮しましょう。

精神障がい者や家族の中には、誤解や偏見を恐れて病気を隠しながら暮らしている人もいます。

「特別の目で見ない」ことが大きな願いです。

